

平成 28 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 シャープ株式会社
代 表 者 名 取締役社長 戴 正 呉
(コード番号 6753)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社の孫会社である Sharp Electronics France S.A. (以下、「SEF 社」といいます。) は、フランス国パリ市所在の裁判所において、販売代理店契約の破棄に伴う損害賠償請求訴訟を提起されておりましたが、今般、和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

原告である Alias Corp (以下、「Alias 社」といいます。) は、SEF 社が Alias 社との間で締結していた販売代理店契約を一方的に破棄したため損害を被ったとして、SEF 社に対し損害賠償として 519 千ユーロ (59,524 千円。1 ユーロ=114.69 円で換算。平成 28 年 10 月 28 日現在。以下、換算レートは本書面において同じ) の支払いを求める訴訟を提起し、SEF 社は平成 27 年 7 月 7 日に訴状の送達を受けておりましたが、平成 28 年 10 月 28 日、和解が成立しました。

2. 孫会社の概要

(1)	名 称	Sharp Electronics France S.A.
(2)	所 在 地	22 Avenue des Nations, ZAC Paris Nord 2, BP52094 Villepinte, 95948 Roissy Charles de Gaulle CEDEX, France
(3)	代表者の役職・氏名	社長・河村 哲治
(4)	事 業 内 容	家電製品の販売・サービス
(5)	資 本 金	20,775 千ユーロ (2,382,685 千円)

3. 和解の相手方の概要

(1)	名 称	Alias Corp
(2)	所 在 地	14, Rue Costes, 38400 Saint Martin d' Heres, France
(3)	代表者の役職・氏名	社長・Cyrille Voog

4. 和解の内容

SEF 社が Alias 社に対し、本件の和解金として 140 千ユーロ (16,057 千円) を支払うことを内容としております。

5. 今後の見通し

本件和解金支払いによる平成 29 年 3 月期連結業績への影響は軽微です。

以 上